

事 務 連 絡

平成18年6月26日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

患者向医薬品ガイドの作成について

今般、標記について日本製薬団体連合会安全性委員会あて、別添のとおり連絡しましたのでお知らせします。



事 務 連 絡  
平成18年6月26日

日本製薬団体連合会  
安 全 性 委 員 会 御 中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

### 患者向医薬品ガイドの作成について

患者向医薬品ガイドを作成する医薬品については、これまで平成17年11月28日付、平成17年12月16日付、平成18年2月28日付及び平成18年5月31日付事務連絡「患者向医薬品ガイドを作成する医薬品の特定について」により示してきたところですが、近く薬価収載が予定されている後発医薬品のうち、これらの事務連絡により特定されたものについては、速やかに患者向医薬品ガイドを作成するよう、関連業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、患者向医薬品ガイドの作成に際しては、平成18年2月28日付薬食安発第0228001号・薬食監麻発第0228002号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・監視指導・麻薬対策課長通知「患者向医薬品ガイドの運用について」の記の3.(4)にご留意ください。

また、当該医薬品の添付文書の独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページへの掲載後、当該医薬品に係る患者向医薬品ガイドについても、速やかに同ホームページへ掲載するよう申し上げます。